

福井県物品等発注事務に関するコンプライアンス要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県における物品等の発注事務に関し、事業者等から職員に対する不当な働きかけがあった場合の対応に必要な事項および職員の綱紀保持に必要な事項を定め、情報の共有化等により組織としての適切な対応を徹底するとともに、発注事務の公正性および透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において、「物品等」とは「福井県建設工事等発注業務に関するコンプライアンス要綱（令和8年1月1日施行）」に定めるもの以外の業務をいう。
- (2) この要綱において、「発注事務」とは、見積書の徴収、資格審査、仕様書および設計書の作成、予定価格の作成、入札および契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査および支払いならびに契約履行状況の確認および評価等、発注全般にかかる事務をいう。
- (3) この要綱において「入札参加資格業者」とは、「物品の製造または購入契約に係る競争入札参加資格者の資格等」（昭和42年1月24日福井県告示第27号）第5条に規定する「福井県競争入札参加資格者名簿」に登録された事業者（役員、使用人、代理人その他これに準ずるものを含む。）をいう。
- (4) この要綱において「事業者等」とは、次の者をいう。
 - ア 入札参加資格業者
 - イ 地方公共団体の議会の議員
 - ウ 福井県職員であった者
 - エ その他物品等の発注に何らかの利害関係を有する者
- (5) この要綱において「職員」とは、知事部局等・教育委員会および警察本部に属する職員をいう。
- (6) この要綱において「発注事務担当職員」とは、発注事務を担当するすべての職員（決裁者、決裁において経由する者を含む。）をいう。

(7) この要綱において「不当な働きかけ等」とは、物品等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為であって、次の各号に掲げるものをいう。

ア 事業者等の競争入札への参加または不参加に関する要求行為

イ 事業者等の受注または非受注に関する要求行為

ウ 非公開または公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格または総合評価における評価点(これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。)に関する情報漏洩要求行為

エ 入札参加者および見積徴収者についての公表前における情報漏洩要求行為

オ 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導または談合につながるおそれのある要求行為

(8) この要綱において「要求行為」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称および口頭(電話を含む。)、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

ア 入札公告等に基づく設計資料(仕様書および仕様書に付随する資料)に関する質問

イ 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等の提出

ウ 公表もしくは公開された資料の請求または事実の照会もしくは確認

エ 法令等により認められた権利の行使

(9) 第7項の「公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為」には、当該発注事務担当職員に公正な職務の執行を損なう行為をさせるために指示等を行うことを、当該職員以外の職員に要求する行為を含むものとする。

(報告)

第3条 事業者等から不当な働きかけ等に該当すると思料される要求行為を受けた職員は、その内容を職員が所属する福井県財務規則(昭和39年4月1日福井県規則第11号)第2条に定義される本庁の課室長または出先機関の長(以下「所属長」という。)に直属の上司を経由して報告するものとする。

(記録)

第4条 前条において、不当な働きかけ等に該当すると思料される要求行為の報告を受けた所属長は、不当な働きかけに該当するか否かを判断し、該当する場合は、職員に対し記録票(様式第1号)を作成することを指示する。

(記録票の取扱い)

第5条 所属長は、記録票を作成した場合は、その写しを速やかに各部局の副部長、主管課長(出先機関のみ)、人事主管課長および会計課長に報告(提出)するものとする。なお、警察本部については、警察本部会計課を経由して会計局会計課長(以下「会計課長」という。)に報告(提出)するものとする。

2 作成した記録票は、所属において保管するものとする。

3 記録票について、福井県情報公開条例(平成12年福井県条例第4号)の規定に基づく開示請求があったときは、所属長が対応するものとする。

(公表)

第6条 会計課長は、各年度に不当な働きかけ等の件数をホームページで公表するものとする。

(事業者等による不当な働きかけ等への対応)

第7条 職員は、勤務時間内外問わず不当な働きかけ等(不当な働きかけ等を思料する要求行為を含む。)に対して応じてはならない。

2 記録票は第4条において、所属長の指示を受けて作成することになっている。そこで、職員は第4条に基づき所属長から記録票を作成するよう指示された場合は、記録票を作成し、所属長へ提出するものとする。

3 所属長は、記録票を確認し、当該記録票が福井県情報公開条例(平成12年福井県条例第4号)の規定に基づく内容等の公表の対象となること、ならびに当該事業者等が入札参加資格業者である場合には、指名停止措置の可否を判断することとなることを事業者へ説明する。なお、入札参加資格業者以外である場合には、新規の入札参加資格取得の可否を判断することとなることを事業者へ説明する。

4 入札参加資格業者から不当な働きかけ等があった場合、会計管理者は、「物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置の可否を判断するものとする。なお、入札参加資格業者以外から不当な働きかけがあった場合は、記録票に基づき、事業者に対して「福井県物品等発注事務に関するコンプライアンスの改善について（指導）」（様式第2号）を通知する。

（発注事務に関する秘密の保持）

第8条 発注事務担当職員は、公開前の予定価格等その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。

2 発注事務担当職員は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある職員以外の者に教示してはならない。

3 発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等の保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付し（電磁的方法によるものを含む。）、その他これらに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長の承諾を得た場合は、この限りではない。

（事業者等への適切な対応）

第9条 発注事務担当職員は、事業者等と接する時は、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を有利または不利に取り扱ってはならない。

2 発注事務担当職員は、事業者等との応接にあたっては、原則として周囲から状況確認が可能な打合せスペース等において対応するものとする。

3 発注事務担当職員は、やむを得ず一人かつ個室で対応する場合は、会話の内容が周囲の職員に聞こえるようドアを開ける等、県民の疑惑を招くおそれのないよう配慮しなければならない。

（執務環境の整備）

第10条 所属長は、発注事務を行う執務室について、原則として事業者等の自由な出入りを制限するものとする。

2 所属長は、発注事務担当職員が事業者等と応接するために、周囲から状況確認が可能な打合せスペース等を準備するものとする。

(職員のコンプライアンス)

第11条 発注事務担当職員は、関係法令および「福井県職員倫理規則（令和元年福井県規則第40号）」（ただし、教育委員会においては「福井県教育委員会職員倫理規則」（令和元年福井県教育委員会規則第5号）、警察本部においては「福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程（平成12年福井県警察本部訓令第1号）」を遵守しなければならない。

2 所属長は、発注事務担当職員に対し、発注事務に係る関係法令の遵守および綱紀保持に関する意識の向上を図るため、必要な研修、講習等の充実に努めなければならない。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

記 録 票

記録者（所属） _____ （職名） _____ （氏名） _____

対 応 日 時	令和 年 月 日		
対 応 方 法			
対 応 場 所			
相 手 方	団 体 名		
	所 在 地 等		
	役 職 等		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	そ の 他		
対 応 職 員	役 職		
	氏 名		
働 き か け 等	対 象	発 注 機 関	
		予 定 価 格	
		公 告	
		入 札 日	
		開 札 日	
	内 容		
対 応 状 況			
備 考			

標記の件について、上記のとおり報告します。

報告日 年 月 日
報告所属長 職・氏名

様式第2号（第7条関係）

会計第 号
令和 年 月 日

対象業者 様

福井県会計管理者

福井県物品等発注事務に関するコンプライアンスの改善について（指導）

福井県物品等発注事務に関するコンプライアンス要綱第7条第4項に基づき、下記のとおり不当な働きかけ等があったことから、今後同様の働きかけを行わないよう改善を求めます。

記

1 対象案件